氏　　名	木下（きのした）　麻奈子（まなこ）
学位(専攻分野)	博　士　（法　学）
学位記番号	法　博　第　26　号
学位授与の日付	平成11年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	法学研究科基礎法学専攻
学位論文題目	援助行動と法
論文調査委員	(主査) 教授 棚瀬孝雄　教授 田中成明　教授 吉岡一男

論文内容の要旨

本論文は，法規範と道徳規範との相互関係を，比較文化的，かつ実証的に明らかにするものである。具体的に，「援助法(俗称グッドサマリタン法)」を取り上げ，それが「人びとの援助意識と援助行動」にどのように支えられ，またそれを促すかを分析する。とくに援助法を取り上げたのは，この法が「道徳を強制する」という意味で，フォーマルな規範とインフォーマルな規範の相克を捉えるのに適しているからである。また分析の方法として，人びとの認知に焦点を当て，法心理学の実証的手法を用いている。

まず第1章「援助行動と法に関するモデル」では，援助法が人びとの援助行動や意図に与える影響を理論的に分析し，これらの関係を説明するモデルが構築される。

このモデルは，援助行動を法律で強制した場合，人びとがどのような認知過程を経て，援助行動を行うかを説明するものである。そこでは，援助行動が5つの類型に分類できることが明らかにされている。すなわち，援助行動は，「内面的同調」による援助行動，「外面的同調」による援助行動，「心理的反発」を伴う援助行動，「逸脱行動」，および「個人行動」の各行動類型である。これらの類型は，さらに，モラリティー，法の目的，サンクションの三つの評価の組み合わせから導かれる。「モラリティーに対する評価」とは，援助行動を自発的な，内面的動機に基づいて行うことに対する評価であり，「法の目的に対する評価」とは，援助義務を法で規定することに対する評価である。また，「サンクションに対する評価」は，援助行動を制裁によって動機づけることに対する評価である。このモデルに基づき，援助行動を促進させるための方法として，サンクションという法システム内での解決方法とその限界，および教育等の法システム外での解決方法が提示された。

第2章「援助行動と法に関するアメリカ人の規範認識」では，アメリカ合衆国サンフランシスコ市の有権者を対象に，1,000人をランダム・サンプリングで抽出した調査結果が述べられている。ここでは第1章の理論モデルに基づいて，LISREL および Ordered Probit Model という統計手法を使用して分析した結果が論じられている。検証した仮説は（1）類型としての援助行動は同一でも，その内部過程にはいくつかのタイプが存在する，（2）法がある場合とない場合では，たとえ外見上の行動に差が見られなくても，認知構造が変化する，（3）他者への援助行動は，アメリカでは一義的にモラリティーの問題と考えられている，という3つである。

その結果，第1に，第1章で示したモデルが高い適合性を示し，外見上同じ援助行動であっても，その背後の動機や認知の構造が異なることが明らかとなった。すなわち，援助法に対する人びとの行動は，モラリティー，法の目的，サンクションの三つの評価の組合わせによって説明できるということである。第2に，アメリカにおいては，たとえ外見上の行動に差がみられなくても，法がある場合とない場合では，認知レベルでの影響が異なることも見いだされた。すなわち，援助法がないときは，いずれの状況においても内発的な動機づけの1つであるモラリティーによって援助することが多いが，援助法がある場合においても，状況の危険性が中程度ならば，モラリティーを補完する形で援助を法で義務づけることの有効性が分析の中で示唆されている。第3に，援助行動は一義的にモラリティーの問題と捉えられ，大多数の人が「援助すべし」という規範を支持したが，実際の内面的同調行動はとくに若年層に多かった。

第3章「援助行動と法に関する日本人の規範認識」では，大阪市の有権者を母集団として，1,000人をランダム・サンプリングで抽出した結果が分析されている。ここでは，（1）日本においても，人びとの援助行動は第1章のモデルによって説明できる，（2）法の有無により，人びとの援助に関する認知行動が変化する，（3）日本においては，援助行動を法で義務づけると，個人のモラリティーに基づく援助行動が減少する，という3つの仮説が検証されている。

分析結果は，日本のデータにおいても，アメリカと同様に，第1章で示したモデルはよく当てはまり，5つの援助行動の類型がみられた。ただ最も多く見られる援助行動の類型は日米間で異なっており，日本においては個人行動が最も多かった。また日本においても，法がある場合とない場合において，人びとの援助に関する認知行動は変化するが，個人のモラリティーは，援助行動の核心に必ずしも位置づけられてはいないという結果が見いだされている。とくに法のある場合，日本の人びとは援助を義務づける法は支持するが，援助をしなかった者にサンクションを与えることには反発を覚えることが多かった。さらに，社会において援助行動の持つ意味が，日本とアメリカにおいて異なることも明らかになった。日本においては，法により援助行動を強制した場合，援助行動は個人のモラリティーに関わる行動だとはかえって認知されなくなった。社会階層との関係でみると，内面的同調行動は，日本では高年齢層に多かった。日米間の相違は，両国における社会的責任の意味づけが異なることを物語っている，と分析されている。

第4章「法における援助行動の位置づけ—むすびに代えて—」では，上記の分析に基づいて，日米両社会における法の論理と人びとの認知上の論理を，さまざまな角度から比較する。まず援助行動に関する法の論理を概括した上で，上記の分析結果から読み取れた人びとの認知とのズレが論じられている。その上に，日米両社会における人びとの価値観と法規範の関係について，法というフォーマルな規範と，道徳に代表されるインフォーマルな規範の関係を対比させた法文化モデルが作成されている。アメリカでは，フォーマルなルールとインフォーマルなルールが連続的な関係にあるのに対し，日本では，両者が異なった次元に存在するというモデルである。援助法の立法についていえば，アメリカにおいては，法の制定によって援助に関するモラリティーが補強され，援助行動が促進される可能性があるが，日本においては，モラリティーと法とが乖離し，援助行動は促進されないとこのモデルからは推測される。最後に，本論文の実証的な比較分析を通じて，不法行為法の帰責を考える場合に社会や文化の影響を抜きに議論することが不可能であり，また同じような法制度を導入してもその有効性が社会いかんによって変わってくるということが示されている，として締めくくられている。

論文審査の結果の要旨

本論文は，実証分析的な手法により，法と道徳との関係に関する人々の意識構造を明らかにしようとした研究である。

具体的に，犯罪被害に遭っている者をたまたま見かけた者が，被害を防止し，警察に通報するなどの援助をすることをいかに動機づけるか，という問題を著者は取り上げ，そこにおける法の可能な役割を検討する。これは，アメリカで，60年代に，現実に暴漢に襲われている女性を多数の者が目撃しながら誰一人として警察への通報を行わなかったという衝撃的な事件をきっかけに制定された法（俗に，「グッドサマリタン法」）が，法が道徳を強制し，進んで道徳を構築できるか，という論争をアメリカ社会で引き起こしたことによっている。

著者の議論は大きく三つの柱から成り立っている。

第一は，主として社会心理学の文献に依拠しながら行われる，人が通常自発的な動機づけで行うと見なしている行動を外から強制した場合にどのような問題が生じるかについての理論的な整理である。「心理的リアクタンス理論」は，強制によって自由が失われたと人々が感ずる場合の強制源への否定的反応を，また「帰属理論」は，自らが行う行動の理由が外からの強制に帰属される結果としての内発的動機の低下を，それぞれ心理学的な実験から人間行動の一般的な知見として蓄積してきている。利他的な行動を，法が強制という手段によって確保したとしても，利他的な動機そのものはかえってそれによって低下するという逆説的な結果が生じるのである。他面，法には，逸脱の制裁を通してよき道徳を象徴的に確認し，社会の共有された価値を，そして人々の内面的な確信を強めていく機能も存在している。著者は，このように法の道徳への両義的な関わりを確認した後，その背反的な機能をバランスするための手掛りを，実際に人々がこの道徳領域に入り込んだ法をどのように評価し，対応しようとしているのか，その内面的なメカニズムを明らかにする中で得ようとする。

本論文の第二の柱は，郵送調査による人々の意識構造の解明である。分析結果は多岐にわたっているが，基本的な知見は，犯罪に遭遇している被害者を援助するという行動は，法による強制がある場合には，内面的な利他的動機づけとの間に複雑

な相互作用を引き起こすということである。既に持っている動機が強化される場合と，逆に低下する場合，そして，援助動機を持たない者が法への外面的な同調としてのみ援助を行う場合など，著者は，それらをいくつかの類型に分けて，この関わりを具体的に分析している。一見同一の行動が取られても，その背後のメカニズムには複雑なものがあり，そのことを知り，自覚的に操作することによって，法の実効性を高めることが可能になるというのである。

議論の第三の柱は，アメリカと日本との比較である。著者は，ほぼ同一の調査を両国（サンフランシスコ市と大阪市）で行うことによって，法と道徳との関わりについての意識の違いを明らかにしている。全体として，日本の方が，アメリカに比べて援助を自発的にする者がより少なく，見知らぬ他者への面倒な関わりを避けたいとする意識が強いことがうかがわれる。逆に，法による義務づけが行われたと仮定した場合の行動選択では，援助行動が日本においてはより大きく増加する。また，そこでは法の強制による自発的援助動機の低下もより少なく，著者は，ここには，日本社会における法が，個人の内面道徳と直接に関わらない，外部的な公的権威として妥当するという特質が現れている，と分析している。

このように著者は，一貫した問題意識に基づいて，理論と実証とを総合して法意識の構造解明を行おうとしており，その意欲は高く評価されなければならない。この種の実態調査は一見簡単なようでありながら，理論的な関心に合わせて具体的に調査を設計していくことは実際には容易なことではなく，またデータの分析にも，高度の技法が要求される。著者は，とくに序数の形でしか与えられないデータを処理するノン・パラメトリックな統計技法を駆使して，厳密な分析を行っている。やや難点をいえば，読者に親切ではなく，数字とモデルとの間を難渋しながら読み進まなければ，理論の全体が把握できないという問題はあるが，学術的な論文としては寛容に見るべきであろう。

また，理論の面でも，いわゆる法心理学のアプローチが取られ，法を受け取る側の一般の人々の中で，どのような心理的メカニズムを介して法への態度決定が行われるかという問題に，鋭い分析のメスが入れられている。こうした心理学的な研究は，アメリカではかなり行われているが，わが国ではまだ始まったばかりである。著者はアメリカに留学し，その方法を学ぶとともに，本論文にも含まれる調査を現地で行っており，この意味でも先駆的な仕事として評価されるものである。

以上，本論文は，学術的な意義がきわめて高い研究であり，博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。

なお，平成11年5月12日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果，合格と認めた。